

教育研究所運営に関する懇話会の傍聴要領

(総則)

第1条 この要領は、教育研究所運営に関する懇話会（以下「懇話会」という。）の会議の傍聴に関して、必要な事項を定めるものです。

(会議公開の原則)

第2条 懇話会は、原則として公開します。ただし、座長は、懇話会の議を経て、会議の全部または一部を非公開にすることができます。

(傍聴人の定員)

第3条 会議の傍聴者の定員は、原則として10人以内とします。

2 傍聴希望者が開会時刻10分前の時点で定員を超えている場合は、抽選により傍聴者を決定します。

(懇話会の資料)

第4条 懇話会に提出した資料は、原則として配付します。ただし、配付部数に制限がある資料や会議開催の都度使用する資料、その他の内容により、貸出しになる場合があります。

(傍聴の制限)

第5条 次のいずれかに該当する人は、傍聴することができません。

- (1) ビラ、旗、プラカード、笛等の傍聴に必要でないと認められる物を持っている人
- (2) 酒気を帯びている人
- (3) その他、会議を妨害し、または他人に危害もしくは迷惑を及ぼすおそれがある人

(傍聴者の遵守事項)

第6条 傍聴者は、次の事項を守らなければなりません。

- (1) 懇話会構成員の発言に対し、拍手、その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 話をしたり、笑って騒ぎ立てたりしないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章の類を着用して、示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、コート、マフラーの類を着用しないこと。ただし、病気その他やむを得ない理由により、座長の許可を得たときは着用できます。
- (5) 飲酒や喫煙をしないこと。
- (6) カメラ、ビデオ機器等による撮影や録音機器による録音、コンピュータ

の録音をしないこと。ただし、あらかじめ座長の許可を得た場合は除きます。

(7) メモ以外の目的で携帯電話等の電子機器を使用しないこと。ただし、あらかじめ座長の許可を得た場合は除きます。

(8) むやみに席を離れないこと。

(違反者に対する措置)

第7条 前条の規定に違反した傍聴者に対し、座長はこれを制止し、その命令に従わないときは、その傍聴者を退場させることができます。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成29年4月1日から施行します。

(関係要領の廃止)

2 教育研究所運営委員会の傍聴に関する要領（平成22年4月1日制定）は、廃止します。

(一部改正)

3 令和5年5月19日一部改正